

解 約 通 知 書

貸 主： _____ 殿

管理会社： 有限会社 浜福商会 殿

この度、次の通り賃貸借契約を解約し、物件を退去しますので、お届けします。

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 物件の表示 | | 号 室 | |
|-------|--|-----|--|

【移転先】

| | | | |
|---------|---------|-----|--|
| 移転先住所 | 〒 _____ | | |
| 物 件 名 称 | | 号 室 | |

【敷金精算金振込先】

| | | |
|---------|----|----|
| 金 融 機 関 | 銀行 | 支店 |
| 口 座 番 号 | | |
| 口座名義人 | | |

【立会い】

| | |
|--------|--------------------------------|
| 立会い希望日 | 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () |
| 立会い時間 | 午前 _____ ・午後 _____ 時 |

| | |
|-----------|----------------------------|
| 届出年月日 | 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
| 氏 名 | _____ (印) |
| 連絡先 (TEL) | () |

＜解約に当たっての留意点＞

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の契約解約の条項に基づき、届出日から1ヶ月の予告期間が必要です。
- ② 退去 (明渡し) 退去は、物件を明渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。
なお、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも物件の使用はできません。
- ③ 賃 料 等 契約解約日以前に退去されても、契約解約日まで頂きます。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気、ガス、水道及び電話・インターネット等は、各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。
- ⑤ 修 繕 退去者立会いの上、修繕箇所の確認及び修繕費負担額の算定をします。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、畳・襖等、部屋の補修・修繕の為、すぐには返還できません。
また、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を、後日精算の上、ご指定の金融機関の口座に振り込みます。